

令和 2 年度

当初予算の概要

令和 2 年 2 月

病院事業局

令和2年度 病院事業局 施策体系

■ 県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える

1 県立病院の役割を踏まえた医療の提供

- 安全、安心、信頼の医療の提供
- 大学・地域の医療機関等との連携の推進
- 新庄病院改築整備の推進
- 働き方改革への対応
- 県立大学との連携推進

2 安定的な運営基盤を実現する経営の改善

- 医療を支える人材の確保
- 高度・専門医療を担う人材の育成
- 安定した収益の確保
- 医業費用の効率化
- 個人医業未収金対策の強化
- 事務部門の強化

令和2年度当初予算 総括表

(「前年度対比」は令和元年度当初予算からの増減である)

表1 業務の予定量

		予定量	前年度対比	備考
入院	年間入院患者延数	399,077人	△20,323人	直近の患者動向を踏まえた見通し及び入院診療日数の減少によるもの
	入院診療日数	365日	△1日	
	一日平均入院患者数	1,093人	△53人	
	病床利用率	83.8%	△1.1p	
外来	年間外来患者延数	566,470人	△23,477人	直近の患者動向を踏まえた見通し
	外来診療日数	244日	0日	
	一日平均外来患者数	2,306人	△95人	
ドック利用者延数		2,705人	41人	

表2 収益的収支予算

(単位：千円)

		予算額	前年度対比	備考
収益的収入	医業収益	32,508,921	313,985	
	入院収益	21,976,062	△518,500	1人1日当たり55,067円×患者数399,077人(前年度対比 +1,432円)
	外来収益	9,545,336	841,711	1人1日当たり16,851円×患者数566,470人(前年度対比 +2,097円)
	その他医業収益	987,523	△9,226	
	医業外収益 (うち一般会計繰入金)	8,529,197 (6,723,105)	1,732,120 (1,831,502)	救急医療の確保に要する経費への繰入額の増額等
	特別利益	363,615	△22,825	
	計	41,401,733	2,023,280	
収益的支出	医業費用	40,597,087	1,751,891	
	給与費	21,914,927	241,463	会計年度任用職員制度の導入に伴う給与費の増等
	材料費	9,437,556	1,235,310	高額医薬品の使用増による薬品費の増等
	その他医業費用	9,244,604	275,118	応援医師に係る報償費の増等
	医業外費用	1,043,583	49,895	
	特別損失	42,173	△189	
	予備費	2,000	0	
計	41,684,843	1,801,597		
総収支		△283,110	221,683	
経常収支		△602,552	244,319	

表3 資本的収支予算

(単位：千円)

		予算額	前年度対比	備考
資本的収入	企業債	1,227,000	△266,700	建設改良費の減
	出資金	107,442	△21,882	新庄病院改築整備に係る減等
	長期借入金	745,949	△38,690	病院事業運営に係る借入金
	負担金	1,898,383	384,953	総合医療情報システムの償還に伴う増等
	固定資産売却代金	11,986	11,986	道路拡張工事に係る土地売却
	その他資本的収入	27,610	△8,337	保健衛生施設等設備整備費補助金等
	計	4,018,370	61,330	
資本的支出	建設改良費	1,360,429	△323,959	
	資産工事費	651,849	230,264	新庄病院改築整備に係る増等
	資産購入費	684,652	△555,314	総合医療情報システム更新の完了に伴う減
	リース資産購入費	23,928	1,091	
	企業債償還金	3,446,587	771,296	総合医療情報システムの償還に伴う増等
計	4,807,016	447,337		

令和2年度当初予算 主要事業一覧

部局名：病院事業局

(単位：千円)

番号	項目名	予算額	区分	事業概要
1 県立病院の役割を踏まえた医療の提供				
(1)	安全、安心、信頼の医療の提供	1,148,651		<ul style="list-style-type: none"> ○各病院の計画的な改修（中央、新庄、河北）（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・中央病院患者サポートセンター整備等工事 ・中央病院外来化学療法センター拡張工事 ○医療機器等の整備 ○ドクターヘリの運航経費及び搭載医療機器整備 ○県立病院医療安全研修事業
(2)	大学・地域の医療機関等との連携の推進	89,997	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○中央病院患者サポートセンター設置による入退院支援の強化【新規】 ○社会福祉士による退院支援強化
(3)	新庄病院改築整備の推進	447,001		<ul style="list-style-type: none"> ○実施設計業務委託 ○病院本体建設工事【新規】 等
(4)	働き方改革への対応	741,200		<ul style="list-style-type: none"> ○勤務環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・業務負担の軽減（医師事務作業補助者、看護補助者の配置）
(5)	県立大学との連携推進	227		<ul style="list-style-type: none"> ○栄養大学生と連携した減塩メニューの作成 ○保健医療大学生を対象とした「公開新人看護師研修」の実施 等
2 安定的な運営基盤を実現する経営の改善				
(1)	医療を支える人材の確保	1,125,839		<ul style="list-style-type: none"> ○医師確保対策、初期研修医報酬（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・初期研修医の確保（リクルートサイト開設等） ・業務負担の軽減（医師事務作業補助者の配置）（再掲） ○看護師等確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・業務負担の軽減（看護補助者の配置）（再掲） ○仕事と育児の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中央病院院内保育所運営
(2)	高度・専門医療を担う人材の育成	367,245		<ul style="list-style-type: none"> （主なもの） ○医師研修（学会参加、研究調査等） ○認定看護師、専門看護師の育成 ○医療技術員の専門資格取得促進 ○病院経営管理士の育成
(3)	安定した収益の確保	85,834		<ul style="list-style-type: none"> ○診療情報管理士による診療報酬制度への対応強化 ○DPC分析ソフトの活用等
(4)	医業費用の効率化	9,772		<ul style="list-style-type: none"> ○経営コンサルタントの活用
(5)	個人医業未収金対策の強化	5,669		<ul style="list-style-type: none"> ○弁護士事務所への未収金回収業務委託
(6)	事務部門の強化	26,699	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○病院経営管理士の育成（再掲） ○プロパー職員の採用【新規】

令和2年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和2年度分＞

◆ 条例案件 1件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第71号	山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの

◆ 条例以外の案件 なし

令和2年2月定例会 議案説明会

＜病院事業局所管の2月補正予算の概要＞

〔病院事業会計〕

1 総括表

(1) 収益的収支予算

(単位：千円)

	令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後
総収益	39,378,453	1,063,946	40,442,399
医業収益	32,194,936	△364,456	31,830,480
医業外収益	6,797,077	1,542,739	8,339,816
特別利益	386,440	△114,337	272,103
総費用	39,883,246	1,096,499	40,979,745
医業費用	38,845,196	1,038,938	39,884,134
医業外費用	993,688	51,652	1,045,340
特別損失	42,362	5,909	48,271

(2) 資本的収支予算

(単位：千円)

	令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後
総収入	3,957,040	△491,767	3,465,273
総支出	4,359,679	△43,722	4,315,957

2 主な内容

(1) 収益的収支予算

(総収益) 一般会計繰入金の拡充等による医業外収益の増 1,542,739千円

(総費用) 高額医薬品使用量の増等による医業費用の増 1,038,938千円

(2) 資本的収支予算

(総収入) 一般会計からの長期借入金の減 △450,348千円

(総支出) 工事等の事業費確定による建設改良費の減 △43,722千円

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

第2条関係（山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>